平成２６年（フ）第４３２号
神戸市北区花山東町１番７―204号
債務者　林　　義昭
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３３号
神戸市北区花山東町１番７―204号
債務者　林　美津子
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５２１号
神戸市須磨区戎町１丁目１番13号　グループホームマーガレット、従前の住所神戸市兵庫区大開通２丁目３番12―201号
債務者　信川　清子
法定代理人成年後見人　渡邉　光則
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４５号
青森県五所川原市大字漆川字玉椿１番地１
債務者　小田桐亜矢子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第４６号
青森県五所川原市大字湊字千鳥90番地　市営住宅７―６
債務者　工藤　寿幸
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第９１２号
名古屋市西区市場木町50番地　ウエストスクエア106号、従前の住所愛知県津島市百島町字献上１番地２　百島倶楽部306号
債務者　櫻井　建志
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８９１号
愛知県清須市土田１丁目10番地17　大豊マンション101
債務者　鈴木　房雄
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１３７号
千葉県木更津市吾妻26番地
破産者　株式会社かわさき
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１４１号
長崎県西海市崎戸町蠣浦郷1810番地
破産者　有限会社橋爪マート
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
茨城県つくば市高野台３丁目20番地９
破産者　有限会社ハウジング興産
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２８４号
茨城県土浦市西根南３丁目３番33号
破産者　アクト工業株式会社
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１０９号
千葉県木更津市大稲181番地７、商業登記簿上の本店所在地千葉県木更津市潮浜２丁目１番地11
破産者　アサマ産業株式会社
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１１０号
千葉県木更津市大稲181番地７
破産者　伊藤　嘉記
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第２５７７号
東京都練馬区光が丘５丁目２―５―405
破産者　宮　　大輔
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２０１号
名古屋市中区大須２丁目７番46号
破産者　株式会社ｆａｌｌｏｏｎ
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５７２号
名古屋市千種区丸山町２丁目74番地
破産者　株式会社ナゴヤメタル
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６４号
札幌市手稲区西宮の沢２条１丁目３番６号
破産者　株式会社マッドアンドスタック
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６号
福島県喜多方市字清水台２丁目85番地
破産者　有限会社協栄紙工
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第１１７号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字本宿3276番地の７
破産者　島津工業株式会社
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３７５号
群馬県前橋市元総社町１丁目34番地10
破産者　ＤＥＰ防災プロデュース株式会社
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係